

省 令

○法務省令第四号
厚生労働省令第四号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月三十一日

法務大臣 小泉 龍司
厚生労働大臣 武見 敬三

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五（略）

五の二 機械・金属関係（二職種¹作業）

職 種	アルミニウム圧延・ 押出製品製造		試 験	試験実施者
	引抜加工作業	仕上げ作業		
作 業	全体熱処理作業	表面熱処理（浸炭・ 浸炭窒化・窒化）作 業	金属熱処理業技能実 習評価試験	一般社団法人日本金 属熱処理工業会
作 業	部分熱処理（高周波 熱処理・炎熱処理） 作業			

六・七（略）

改正前

別表第一

一～五（略）

五の二 機械・金属関係（二職種¹作業）

職 種	アルミニウム圧延・ 押出製品製造		試 験	試験実施者
	引抜加工作業	仕上げ作業		
作 業	（新設）			

六・七（略）